



甲州市

平成28年度

甲州市障害者地域生活支援センター所報

甲州市福祉あんしん相談センター

甲州市障害者地域生活支援センターの概要

1 沿革

- 平成 15 年 10 月 塩山市精神障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の公布により、精神保健福祉法に基づく精神障害者地域生活支援センターとして、塩山市保健福祉センター内に設置される。
- 平成 16 年 8 月 甲府地方法務局塩山出張所跡地に移転
- 平成 16 年 10 月 通称を「塩山市福祉あんしん相談センター」とし、身体・知的・精神の 3 障害を対象とする。
- 平成 17 年 11 月 塩山市・勝沼町・大和村の 3 市町村が合併し甲州市となる。
甲州市精神障害者地域生活支援センターに改称
- 平成 18 年 10 月 障害者自立支援法の施行に伴い、甲州市障害者地域生活支援センターに改称し、同法に基づく地域生活支援事業を実施する施設とする。
- 平成 24 年 10 月 障害者虐待防止法の施行に伴い、同法に基づく障害者虐待防止センターの業務を所掌する。
- 平成 26 年 4 月 甲州市基幹相談支援センターの業務を所掌する。
- 平成 28 年 4 月 障害者差別解消法の施行に伴い、同法の窓口業務を所掌する。

2 施設

所在地 山梨県甲州市塩山上於曾 9 3 3 番地 6
電 話 0553-32-0285 0553-33-2203
F A X 0553-33-2307

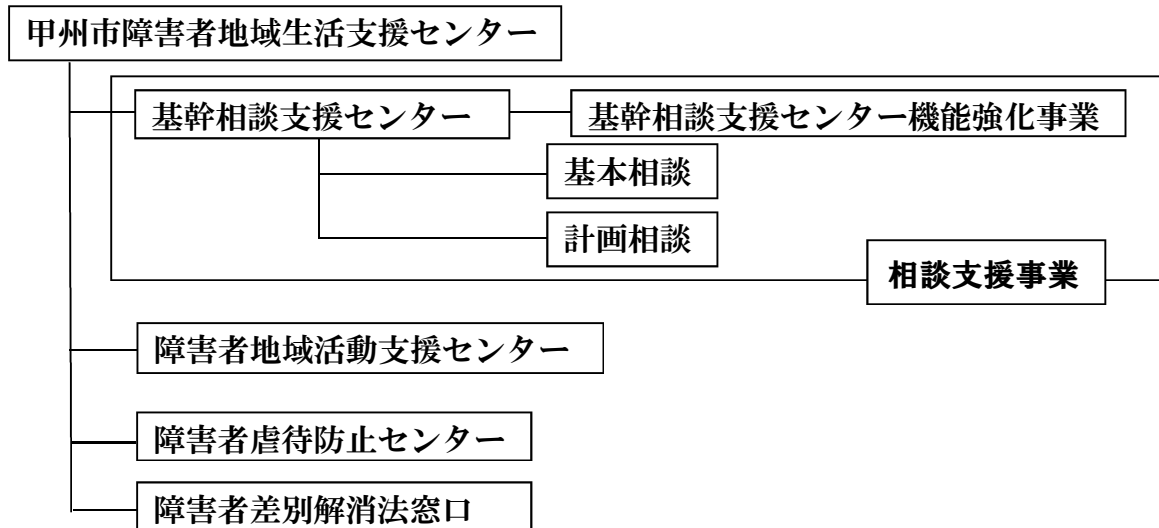
3 建物及び面積

鉄筋コンクリート造 平屋 面積 272.16㎡

4 職員構成

- (1) 所長 1 人 (福祉課長兼務)
- (2) 精神保健福祉士 2 人
(甲州市、甲州市社会福祉協議会障害者相談支援事業所 各 1 人)
- (3) 相談支援員 6 人
(内訳)
- ①保健師 2 人 (甲州市相談支援機能強化事業 保健師)
 - ②社会福祉士 1 人 (甲州市社会福祉協議会障害者相談支援事業所 相談支援専門員)
 - ③相談支援員 2 人 (甲州市社会福祉協議会地域活動支援センター 指導員)
- (4) 嘱託医 1 人

5 事業内容



A 相談支援事業

(1) 事業目的

- ①障害者等の社会参加の促進及び自立と社会経済活動への参加促進のための相談
- ②障害福祉サービス又は地域生活支援事業若しくは職業リハビリテーションの適切な利用のための相談及び助言
- ③福祉事務所、保健所、公共職業安定所、教育機関その他の関係機関等との連絡調整
- ④障害者等に対する住居、就業その他の日常生活上必要な情報の提供
- ⑤その他障害者福祉に関する相談及び助言

(2) 相談内容

内容	略称
福祉サービスの利用等に関する支援	制度利用
障害者症状の理解に関する支援	障害受容
健康・医療に関する支援	医療保健
不安の解消・情緒安定に関する支援	不安解消
保育・教育に関する支援	教育保育
家族関係・人間関係に関する支援	人間関係
家計・経済に関する支援	家計等
生活技術に関する支援	生活技術
就労に関する支援	就労支援
社会参加・余暇活動に関する支援	社会参加
権利擁護に関する支援	権利擁護
その他	その他

(3) 相談方法

方法	詳細
面接	来所による相談
電話	電話による相談
訪問	家庭、病院、職場、学校に出向いての相談
同行	病院・役所等に一緒に出向いての相談
文章	手紙、電子メール等による相談
個別支援会議	ケース会議等の支援についての会議を通じての相談
関係機関	関係機関を通じての相談
その他	上記のどれにもあてはまらない相談

B 地域活動支援センター

(1) 事業目的

- ①障害者等の社会参加の促進及び自立と社会経済活動への参加促進のための支援
- ②障害者等に対する調理、清掃その他の自立した生活を営むための日常生活上の援助
- ③障害者等の自主的な活動、住民との交流等の機会の提供
- ④その他障害者福祉に関する援助

(2) 事業内容

- ・社会参加、自主的な活動を支援すること
- ・自立した生活を営むための日常生活を支援すること

プログラム名	内容
創作プログラム	陶芸、書道、革細工、絵手紙、季節小物、パソコンなど
外出プログラム	散歩、カラオケ、温泉、ドライブ、ハイキング、県主催で行う行事への参加など
調理実習プログラム	畑で採れた野菜の調理、季節料理 デザート作りなど
運動プログラム	ストレッチ、テニス、釣り、ソフトバレー、卓球など
農園芸プログラム	畑作り、草取り、野菜を中心に栽培

C 障害者虐待防止センター

(1) 事業目的

障害者虐待に関する相談、通報等を受け付け、障害者虐待の防止や早期発見、障害者及び養護者に対する支援等

(2) 事業内容

- ①障害者虐待に関する知識の普及及び啓発に関する事業
- ②障害者虐待に関する相談、指導及び助言に関する事業
- ③養護者による障害者への虐待についての対応
- ④その他市長が必要と認める事業

6 事業実績

(1) 実人数

①相談支援事業

(単位：人)

区分	実人員	(内訳)						
		身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	390	72	5	106	157	21	7	22
障害児	109	4	3	42	4	18	0	38
計	499	76	8	148	161	39	7	60

②地域活動支援センター

(単位：人)

区分	実人員	(内訳)						
		身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
市内	66	17	0	13	20	16	0	0
市外※	8	0	0	5	1	2	0	0
計	74	17	0	18	21	18	0	0

※相互利用協定を締結している山梨市・笛吹市の利用者

(2) 延数

A 相談支援事業

①延べ数

方法	甲州市基幹相談支援センター	甲州市相談支援事業	相談支援強化事業	計
回数	1,968回	781回	2,255回	5,004回
時間	1,815.15時間	612時間	1,471.75時間	3,898.9時間

②方法

方法	甲州市基幹相談支援センター	甲州市相談支援事業	相談支援強化事業	計
訪問	403	193	335	931
来所相談	377	123	368	868
同行	121	76	137	334
電話相談	704	186	895	1,785
電子メール	86	4	12	102
個別支援会議	57	46	153	256
関係機関	254	3	356	613
その他	50	7	32	89
計	2,052	638	2,288	4,978

③対象者 (単位：人)

続柄	甲州市基幹相談支援センター	甲州市相談支援事業	相談支援強化事業	計
本人	1,281	486	1,141	2,908
家族	451	133	625	1,209
関係者	0	0	1	1
市職員	58	12	290	360
関係機関	491	79	1,110	1,680
住民その他	17	1	13	31
計	2,298	711	3,179	6,188

④相談内容 (単位：回)

方法	甲州市基幹相談支援センター	甲州市相談支援事業	相談支援強化事業	計
制度利用	918	82	750	1,750
障害受容	156	158	35	349
医療保健	307	29	501	837
不安解消	397	349	322	1,068
教育保育	127	66	101	294
人間関係	306	198	205	709
家計等	152	41	156	349
生活技術	165	133	60	358
就労支援	148	26	135	309
社会参加	96	9	60	165
権利擁護	107	12	0	119
その他	705	17	222	944
計	3,584	1,120	2,547	7,251

(重複有)

B 地域活動支援センター

年間開所日数 292 日 1日平均 18.8人の利用

①支援方法 (単位：人)

方法	延べ数	時間外※
来所	3,612	230
電話	1,173	24
個別支援	394	13
面接	100	0
計	5,279	267

※ 水曜日午後5時15分から午後7時までの開所時の利用延べ数

②プログラム

方法	回数	人数
行事	81	487
デイケア	47	277
計	128	764

A 相談支援事業

- (1) 延べ数は、相談の回数とかかった時間の合計を出しています。例えば、同じ人から 15 分の電話が1日に3回あった場合には、3回とカウントし、時間は45分と計算しています。
- (2) 方法は、相談をどのように行ったかを集計しています。例えば、1日に電話が3回あった場合には1回とカウントしています。そのため、延べ数と一致しません。
- (3) 対象者は、どのような方を対象に相談を行ったかを集計しています。例えば、本人から1日に電話が3回あった場合には本人1件とカウントします。本人、家族、関係者と面接をした場合には、本人1件、家族1件、関係者1件とカウントします。そのため、延べ数と一致しません。
- (4) 相談内容については、1件の相談で医療保健、家計等、制度利用があった場合には、医療保健1件、家計等1件、制度利用1件とカウントします。そのため、延べ数と一致しません。

B 地域活動支援センター

- (1) 「来所」は、職員の支援を必要としない来所での利用(利用者間の交流等)、「個別支援」は、来所し、職員の支援を必要とする利用をさします。

C 虐待防止センター

虐待の対応状況

(単位：件)

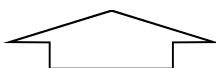
虐待をする者の種別	虐待等に対する対応件数		疑われる虐待の種別 (重複有)					虐待として認定	
	相談・通報・届出件数	事実確認調査を行った件数	身体的	性的	心理的	放棄・放置	経済的	市で対応	県等で対応
養護者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設従事者	1	1	0	1	0	0	0	1	0
使用者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	1	0	0	0	1	0

1. 法律上、養護者は市、施設従事者は県、使用者は労働局が対応することとなっている。
2. 虐待として認定せずとも、問題の解決については、対応をしている。

7 業務体系

甲州市相談支援事業		障害	職種
甲州市	障害者自立支援法に基づく相談支援事業 (1) 障害者等の社会参加の促進及び自立と社会経済活動への参加促進のための相談 (2) 障害福祉サービス又は地域生活支援事業若しくは職業リハビリテーションの適切な利用のための相談及び助言 (3) 福祉事務所、保健所、公共職業安定所、教育機関その他の関係機関等との連絡調整	基幹相談支援センター 機能強化事業	保健師 (支援員)
	(4) 障害者等に対する住居、就業その他の日常生活上必要な情報の提供 (5) その他障害者福祉に関する相談、指導及び助言	相談支援事業 (基本相談)	精神保健福祉士
甲州市社協(委託)	甲州市障害者地域活動支援センター 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター (1) 障害者等の社会参加の促進及び自立と社会経済活動への参加促進のための支援 (2) 障害者等に対する調理、清掃その他の自立した成果を営むための日常生活上の援助 (3) 障害者等の自主的な活動、住民との交流等の機会の提供 (4) その他障害者福祉に関する援助	基幹相談支援センター (指定特定相談支援事業所・児童相談支援事業所)	精神保健福祉士 社会福祉士 (支援員)
			職種 介護福祉士 (支援員)
甲州市	甲州市障害者虐待防止センター		職種
	障害者虐待防止法に基づく虐待防止センター (1) 障害者虐待に関する知識の普及及び啓発 (2) 障害者虐待に関する相談、指導及び助言 (3) 養護者による障害者への虐待についての対応	甲州市障害者虐待防止事業	精神保健福祉士

全ての障害を一元化



自立支援協議会

No	会議名	主催	回数	設置根拠
1	東山梨行政事務組合障害者総合支援認定審査会	東山梨行政事務組合	月1回	条例・規則
2	障害福祉サービス等判定会議	福祉課	随時	市要綱
4	峡東圏域福祉有償運送運営協議会	山梨市	随時	市要綱
5	障害福祉圏域自立支援協議会	山梨県	随時	県要綱
6	実務担当者会議(児童虐待予防ネットワーク)	子育て支援課	月1回	市要綱
7	発達障害児ネットワーク会議	教育総務課	年2~3回	市要綱

(注) NO4 は平成 26~27 年度甲州市、平成 28~29 年度山梨市、平成 30~31 年度笛吹市が事務局

